

# 研究公正システムの分類

## — 先行研究の分析から —

HAL Typology (2009)

ENrio (Oct. 2012)  
“Mode of Regulation”

<p>Type 1</p>	<p>調査権限がある国として立法化された集権システム (米国、デンマーク、ノルウェー)</p>
<p>Type 2</p>	<p>研究費配分機関や個々の機関とは異なる監督のため立法によらない組織 (non-legislated body) で構成 (ドイツ、イギリス)</p>
<p>Type 3</p>	<p>独立した研究公正監督組織又はコンプライアンス機能がないシステム (フランス、日本※) ※文科省ガイドラインは言及されている</p>

<p>National Commissions With legal mandate (デンマーク)</p>
<p>National Advisory Bodies (ドイツ、イギリス、オランダ etc. 11カ国※) ※ノルウェーが含まれている。</p>
<p>Local Commissions (フランス、ベルギー、アイルランド etc. 5カ国)</p>

(注) 表の記述は、CCA報告書(2010)の解説に基づく。

(注) ENrioの出典はオーストリアの研究公正機関 (OeAWI)の作成(10/2012)した資料を基に作成

# Typical model of NRIS: Type 1

- 調査権限を有する国として**立法化**された**集権**システム
- ①**法的な調査権限**を有する研究公正当局
- ②**限定**された不正の定義(FFP)
- ③一義的な調査権限は**研究機関**、中央当局も調査を実施できる

(1)独立委員会型（**デンマーク科学不正委員会（DCSD）**、**欧州で初めて**）  
（e.g.ノルウェー（2007）、クロアチア（2006））

・省庁等に設置された法的権限を持つ“独立委員会”

（注）ノルウェーは「研究公正推進機能」と「研究不正調査機能」を委員会として分離。

(2)内部部局型（**米国：公衆衛生庁研究公正局（ORI）の前身が設立,1989**）

・ファンディング機能を持つ**中央省庁の内部部局**

（注）米国においても一義的には大学・研究機関が調査を行い、重大な事案等についてORIが直接調査を行う仕組みを採用

（注）中国は中間型（MOSTの内部部局と委員会を設置、2007）（ただし、香港を除く）

## タイプ2：研究費配分機関や個々の機関とは異なる、監督のための法律によらない組織

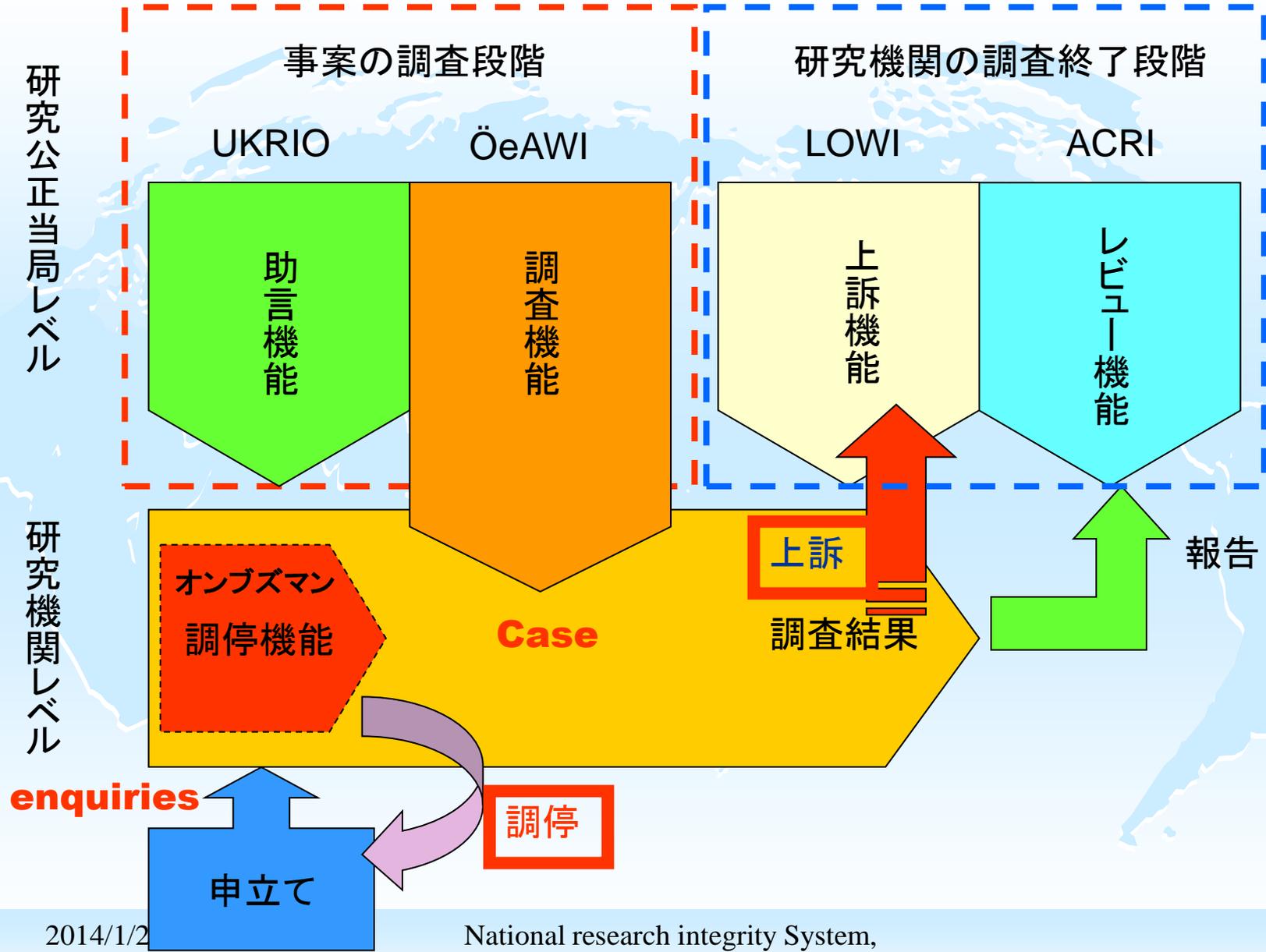
視点	特徴	内容
1. 設立形態	独立性・自立性	「独立しているか(中略)距離を置いた(arm's length)」研究公正当局
2. 権限	法的強制力なし	「規制」ではなく専門性
3. 政策	研究公正に力点	「研究不正よりも研究公正を強調する傾向」(HAL)
4. その他	国情に応じた多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立性、管轄権、権威の程度には違いがある」(HAL)</li> <li>・機能でも多様なモデルがある</li> </ul>

(注) 文献情報を参考に筆者がまとめた

## タイプ2: 研究公正当局の機能分類(出典: 筆者作成)

機能	内容	備考: タイプ2の例
1. 諮問機関 (Advisory Body)	国や機関の研究公正/研究不正の政策・方針等について助言・勧告(ガイドライン等を含む)	複数国
2. 「審査・評価」機能	(一部又はすべての)事案について研究不正の有無について審査・判定し勧告	複数国
3. 「調査」機能	事案について国レベルでの中立公正な立場から調査	オーストリアなど
4. 「上訴」機能	事案について研究機関の調査結果に対する不服申し立て、再審査	オランダなど
5. 「コメント」機能	事案について研究機関の調査結果について不服がある場合、コメント(見解)を提出	フィンランドなど
6. 「レビュー」機能	事案の研究機関の調査の適正性(透明性、一貫性など)についてレビュー	オーストラリアなど
7. 「調停」機能	オンブズマンによる事案についての申立人・被申立人の調査及び調停	ドイツなど
8. 「専門的助言」機能	各研究機関の事案の調査に専門的な立場から助言を提供	イギリスなど
9. その他の機能	国情に応じた多様性(教育・啓蒙、事案の蓄積・公表など)	複数国

# 研究公正システムの機能とフェーズ(モデル)



# まとめ

1. 研究公正システムは、研究機関の「自主管理」システムと、国の「研究公正監督」システムで構成され、研究不正の調査等は、主要国では一義的には研究機関の「自主管理」システムによる。
2. 西欧諸国を中心に各国の「研究公正システム」の比較研究が行われ、分類学（Typology）が発達してきた。
3. 先行研究の分類は、主に「研究公正当局」の「法的権限」などに着目している。
4. 米国型のシステムのほか、各国の特徴を反映して、世界には様々な研究公正システムのモデルが存在する。
5. なお、どのシステムも、「一長一短」があることが過去の研究等から知られており、研究不正をめぐる自国の「実態」や、研究推進システム等の「特性」等を考慮した研究公正システムを検討することが必要であると考えられる。

# 出典(1)

1. 松澤孝明, “わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(1)”, 「情報管理」6月号 2013、科学技術振興機構
  - T. Matsuzawa, “Research Misconduct in Japan: Macro-analysis based on open information (1)”, Journal of Information Processing and Management, June 2013
  - <http://dx.doi.org/10.1241/johokanri.56.156>
2. 松澤孝明, “わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(2)”, 「情報管理」7月号 2013、科学技術振興機構
  - T. Matsuzawa, “Research Misconduct in Japan: Macro-analysis based on open information (1)”, Journal of Information Processing and Management, June 2013
  - <http://dx.doi.org/10.1241/johokanri.56.222>

# 出典(2)

## -新年度連載予定-

3. 松澤孝明, “国家研究公正システム(NRIS)の特徴(1)：基本構造モデルと類型化の考え方”, 「情報管理」1月号 2014、科学技術振興機構
4. 松澤孝明, “国家研究公正システム(NRIS)の特徴(2)：諸外国の特色ある研究公正モデル(仮題)”, 「情報管理」2月号 2014(予定)、科学技術振興機構
5. 松澤孝明, “国家研究公正システム(NRIS)の特徴(3)：諸外国の研究不正の質的・量的特徴(仮題)”, 「情報管理」3月号 2014(予定)、科学技術振興機構